2008年 輸出統計品目表新旧対照表

			新(2008年)						旧(2007年)		
統計品		NACCSE	品名	単		統計品		N A C C S 用	品名	単	位
	号	/14		I	Π	番	号	S 用		I	II
03.01 0301.10 0301.95 0301.99		1	魚 (生きているものに限る。) (省 略) <u>その他のもの</u> <u>たい</u> <u>その他のもの</u>		<u>KG</u> <u>KG</u>	03.01 0301.10 0301.95 0301.99			魚 (生きているものに限る。) (省 略)		

-			新(2008年)						旧(2007年)		
統計品	В	N A		単	位	統計品	В	N A		単	位
	号	NACCS用	品 名	I	П		号	NACCS用	品 名	I	П
1604.11			(省 略)			1604.11			(省 略)		
1604.13 1604.14			まぐろ、はがつお(サルダ属			1604.13			まぐろ、はがつお(サルダ属		
			のもの) 及びかつお						のもの) 及びかつお		
			気密容器入りのもの まぐろ						気密容器入りのもの まぐろ		
	111	4	油漬けのもの		KG		111				KG
	119	5	(削 除) その他のもの		KG		112 119		<u></u> 水煮のもの その他のもの		$\frac{KG}{KG}$
	120	6	はがつお及びかつお		KG				はがつお及びかつお		KG
1604.15	900	2	その他のもの さば		KG	1604.15		2	その他のもの さば		KG
			ーーー気密容器入りのもの					_	気密容器入りのもの		
	120	5	(削 除) 水煮のもの		KG		$\frac{110}{120}$		<u></u> 油漬けのもの 水煮のもの		KG KG
	190		その他のもの		KG				その他のもの		KG
1604.16	900	1	その他のもの		KG	1604.16		1	その他のもの		KG
≀ 1604.30			(省 略)			} 1604.30			(省 略)		
			田却在一块什么快刀不少不少						田却经,拉什到地里不以不会地会上		
16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水 [†] 様無脊椎動物(調製し又は保存に			16.05			甲殻類、軟体動物及びその他の水 ^{‡い せきつい} 棲無脊椎動物(調製し又は保存に		
			適する処理をしたものに限る。)						適する処理をしたものに限る。)		
<u>1605.10</u>	000	0	<u>ーかに</u>		KG	<u>1605.10</u>		9	<u>- かに</u> 気密容器入りのもの		KG
							900				KG
1605.20 ∤			(省 略)			1605.20			(省 略)		
1605.90			(I · II)			1605.90			(1 - 1)		
20.08			果実、ナットその他植物の食用の			20.08			果実、ナットその他植物の食用の		
			部分(その他の調製をし又は保存 に適する処理をしたものに限るも						部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るも		
			のとし、砂糖その他の甘味料又は						のとし、砂糖その他の甘味料又は		
			アルコールを加えてあるかないか を問わず、他の項に該当するもの						アルコールを加えてあるかないか を問わず、他の項に該当するもの		
			を除く。)						を除く。)		
			ーナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかな						ーナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかな		
			いかを問わない。)						いかを問わない。)		
2008.11			(省 略)			2008.11			(省 略)		
2008.20 2008.30	000	0	ーかんきつ類の果実		KG	2008.20 2008.30			- かんきつ類の果実		
	200	<u> </u>					<u>100</u>	2	うんしゆうみかん(気密容器		<u>KG</u>
							900	4	<u>入りのものに限る。)</u> その他のもの		KG
2008.40			(小) m々)			2008.40		-			
2008.99			(省 略)			2008.99			(省 略)		
						1					

		新(2008年)						旧(2007年)		
統計品目	N A		単	位	統計品	В	N A		単	位
番号	ACCS用	品 名	I	П		号	NACCS用	品 名	I	П
22.08		エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			22.08			エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。) 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料		
2208.20 2208.70 2208.90 100 900		(省 略) <u>その他のもの</u> <u>しようちゆう</u> <u>その他のもの</u>		<u>L</u> <u>L</u>	2208.20 2208.70 2208.90	<u>000</u>	2	(省 略) <u>その他のもの</u>		<u>L</u>
23.01		肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体 動物若しくはその他の水棲無脊椎 動物の粉、ミール及びペレット(食 用に適しないものに限る。)並び に獣脂かす			23.01			肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体 動物若しくはその他の水棲無脊椎 動物の粉、ミール及びペレット(食 用に適しないものに限る。)並び に獣脂かす		
2301.10 2301.20 100 900		(省 略) - 魚又は甲殻類、軟体動物若しく はその他の水棲無脊椎動物の 粉、ミール及びペレット - 一魚の粉、ミール及びペレット - その他のもの		<u>MT</u> <u>MT</u>	2301.10 2301.20	<u>000</u>	<u>5</u>	(省略)		MT
29.36		プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの(天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)ービタミン及びその誘導体(混合してないものに限る。)			29.36			プロビタミン及びビタミン (天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの (天然のものを濃縮したものを含む。)に限る。)並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物 (この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。)ービタミン及びその誘導体 (混合してないものに限る。)		
2936.21 2936.28 2936.29 000	<u>0</u>	(省 略) <u>その他のビタミン及びその誘</u> <u>導体</u>		<u>KG</u>	2936.21 2936.28 2936.29	100 900	_	(省 略) その他のビタミン及びその誘		KG KG
2936.90		(省 略)			2936.90	900	4	<u> その他のもの</u> (省 略)		<u>KG</u>
38.08		殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、 発芽抑制剤、植物生長調整剤、消 毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装に し、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、し ん及びろうそく並びにはえ取り 紙)に限る。) (省 略)			38.08 3808.50			殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、 発芽抑制剤、植物生長調整剤、消 毒剤その他これらに類する物品 (小売用の形状若しくは包装に し、製剤にし又は製品にしたもの (例えば、硫黄を含ませた帯、し ん及びろうそく並びにはえ取り 紙)に限る。) (省 略)		

			新(2008年)						旧(2007年)		
統計品	月	N A C		単	位	統計品	目	N A C		単	位
	号	CCS用	品名	I	П		₁ 号	CCS用	品名	I	П
3808.91	100		一その他のもの一般虫剤一一有機りん系のもの(削)除)ーーその他のもの		K G K G	3808.91	200	4	一その他のもの一般虫剤一一有機りん系のもの一一有機塩素系のもの一一その他のもの		KG <u>KG</u> KG
38.24 3824.10			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業(類似の工業を 含む。)において生産される化学 品及び調製品(天然物のみの混合 物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。)			38.24 3824.10			鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結 剤並びに化学工業(類似の工業を 含む。)において生産される化学 品及び調製品(天然物のみの混合 物を含むものとし、他の項に該当 するものを除く。)		
3824.83 3824.90		6	(省 略) 一その他のもの一一小売用の容器入りにした修正	NO	KG	∂ 3824.83		4	(省 略) <u>その他のもの</u>		<u>KG</u>
			<u>液</u> −−その他のもの	NO	KG KG						
38.25 3825.10			化学工業(類似の工業を含む。) において生ずる残留物(他の項に 該当するものを除く。)、都市廃 棄物、下水汚泥及びこの類の注6 のその他の廃棄物 <u>一都市廃棄物</u>			38.25 <u>3825.10</u>	<u>000</u>	<u>5</u>	化学工業(類似の工業を含む。) において生ずる残留物(他の項に 該当するものを除く。)、都市廃 棄物、下水汚泥及びこの類の注6 のその他の廃棄物 <u>一都市廃棄物</u>		<u>KG</u>
3825.20 3825.90		6 2 6	第16部の物品(家庭用のものに限る。)の都市廃棄物第84.71項の機械のもの第8517.12号の機器のもの第85.28項の機器のものその他のものその他のもの (省略)	NO NO NO	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	3825.20 2 3825.90			(省 略)		
41.01 4101.20	000	<u> 3</u>	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。) 一全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)		<u>K G</u>	41.01 4101.20			牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。) 全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。)		

		新(2008年)						旧(2007年)		
統計品日	計品目 A C 品 名				統計品	品目号			単	位
	C C S 用	品名	Ι	П			NACCS用	品名	Ι	П
4101.50 4101.90 000	<u>3</u>	(省 略) <u>-その他のもの(バット、ベンズ</u> 及びベリーを含む。)		KG	4101.50 4101.90		<u>0</u>	−ーその他のもの (省 略)−その他のもの (バット、ベンズ 及びベリーを含む。)−ーなめし過程にないもの	<u>NO</u> <u>SM</u>	KG
41.02		羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないかを問わない。ただし、この類の注1(e)の規定により除かれているものを含まない。)			41.02	900	0	一一その他のもの 羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、 乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の 保存に適する処理をしたもので、 なめし、パーチメント仕上げ又は これら以上の加工をしてないもの に限るものとし、毛が付いている かいないか又はスプリットしてあ るかないかを問わない。ただし、 この類の注1(c)の規定により除か れているものを含まない。)	<u>SM</u>	<u>KG</u>
4102.10		(省 略)			4102.10			(省略)		
4102.21 000	0 0	毛がついてないもの一酸漬けしたもの		KG	4102.21	100 900			SM	<u>KG</u> KG
4102.29 000	0 6	その他のもの		KG	4102.29		1	その他のもの なめし過程にないもの	<u>SM</u>	KG
41.03		その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)			41.03			その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。)		
4103.20 000	0 6	一爬虫類のもの		<u>KG</u>	4103.20	100 900		ー爬虫類のもの −ーなめし過程にないもの −ーその他のもの		<u>KG</u> KG
4103.30 4103.90 000	0 6	(省 略) <u>その他のもの</u>		<u>KG</u>	4103.30 4103.90		<u>1</u>	(省 略) <u>-その他のもの</u> なめし過程にないもの		KG KG
41.04		牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮 (なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか			41.04			牛 (水牛を含む。) 又は馬類の動物のなめした皮 (なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないか		

		新(2008年)			1			旧(2007年)		
(#31 B B	N A	797 (2000)	単	位	64-31 FI		N A	III (2001)	単	位
統計品目 番 号	A C C S 用	品 名	I	П	統計品 番	号	ACCS用	品 名	I	П
4104.41	<u>5</u>	を問わない。) -湿潤状態 (ウェットブルーを含む。) のもの (省略)その他のもの - 乾燥状態 (クラスト) のもの (省略)	<u>SM</u>	<u>KG</u>	4104.11 4104.19 4104.41	100 900		を問わない。) -湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの (省略)その他のもの床革その他のもの -乾燥状態(クラスト)のもの (省略)	<u>SM</u> <u>SM</u>	
4104.49		(省略)			4104.49			(省略)		
41.06		その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) ーやぎのもの			41.06			その他の動物のなめした皮(なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。) ーやぎのもの		
4106.21		(省 略)			4106.21			(省 略)		
4106.22		(省 略) 一豚のもの			4106.22			(省 略) -豚のもの		
		──湿潤状態 (ウェットブルーを 含む。) のもの──乾燥状態 (クラスト) のもの	SM SM		4106.31	100 900 100	<u>0</u> <u>4</u>	湿潤状態 (ウェットブルーを 含む。) のもの 床革 その他のもの 乾燥状態 (クラスト) のもの 床革	<u>SM</u> <u>SM</u>	KG
4106.40		(省 略)			4106.40		6	<u>その他のもの</u> (省 略)	SM	KG
41.07		牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) 一全形の革			41.07			牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第41.14項の革を除く。) 一全形の革		
4107.11 4107.12 4107.19 000	6	(省 略) (省 略) <u>その他のもの</u> その他のもの(サイドを含む。)	SM	KG	4107.11 4107.12 4107.19	100 900		(省 略) (省 略) その他のもの 染色し、着色し又は模様付 けしたもの その他のもの -その他のもの(サイドを含む。)	<u>SM</u>	
4107.91		(省 略)			4107.91			(省略)		
41.13		その他の動物の革(なめした又は			41.13			その他の動物の革(なめした又は		

			新(2008年)						旧(2007年)		
/d-1 H	_	N	791 (2000 +)	単	位	/4-1 P	_	N	III (2001—)	単	位
統計品番	目 号	NACCS用	品 名	I	П	統計品 番	目 号	NACCS用	品 名	I	П
4113.10 4113.20		2	クラストにした後これらを超える 加工をしたもので、パーチメント 仕上げをしたものを含み、毛が付 いていないものに限るものとし、 スプリットしてあるかないかを問 わず、第41.14項の革を除く。) (省 略)	<u>SM</u> <u>SM</u>		4113.10 4113.20	110 190 910	5 1 0	その他のものその他のもの床革	SM SM	
4113.30 4113.90			(省 略) (省 略)			4113.30 4113.90		<u>3</u>	<u>その他のもの</u> (省 略) (省 略)	SM	KG
<u>52.05</u> <u>5205.11</u>	<u>000</u>	2	線糸 (綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) 一単糸 (コームした繊維製のものを除く。) - 14.29デシテックス以上のもの(メートル式番手14以下の		<u>KG</u>	<u>52.05</u> <u>5205.11</u>			 綿糸 (綿の重量が全重量の85%以上のものに限るものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。) 一単糸 (コームした繊維製のものを除く。) 一714.29デシテックス以上のもの (メートル式番手14以下のもの) 		
<u>5205.12</u>	<u>000</u>	1	<u>もの)</u> 232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のも の(メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG	<u>5205.12</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>6</u>	他の繊維を交えてないもので生のもの で生のもの その他のもの 232.56デシテックス以上 714.29デシテックス未満のもの(メートル式番手14を超え 43以下のもの)		KG KG
<u>5205.13</u>	<u>000</u>	<u>0</u>	192.31デシテックス以上232.56デシテックス未満のもの(メートル式番手43を超え 52以下のもの)		<u>KG</u>	<u>5205.13</u>	900 900	<u>5</u>	で生のもの その他のもの 192.31デシテックス以上 232.56デシテックス未満のも の (メートル式番手43を超え 52以下のもの)		KG KG
<u>5205.14</u>	<u>000</u>	<u>6</u>	<u>−−125</u> デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの(メ <u>−トル式番手52</u> を超え80以下 <u>のもの)</u>		KG	<u>5205.14</u>	<u>100</u> <u>900</u>	4	他の繊維を交えてないもの で生のもの その他のもの 125デシテックス以上192.31 デシテックス未満のもの(メ -トル式番手52を超え80以下 のもの)		KG KG
<u>5205.15</u>	000	<u>5</u>	125デシテックス未満のもの _(メートル式番手80を超える		KG	<u>5205.15</u>	<u>100</u> <u>900</u>		他の繊維を交えてないもの で生のもの その他のもの 125デシテックス未満のもの (メートル式番手80を超える		KG KG

		新(2008年)						旧(2007年)		
統計品目	N A		単	位	統計品	 目	N A C		単	位
番 号	ACCS用	品名	I	П		 号	CCS用	品名	I	П
		<u>もの)</u>				100	0	<u>もの)</u> 他の繊維を交えてないもの		KG
							_	で生のもの		
		光々(ラー)」とは9年制のよの				900	<u>2</u>	<u>その他のもの</u>		KG
		- 単糸 (コームした繊維製のもの に限る。)						<u>-単糸(コームした繊維製のもの</u> に限る。)		
<u>5205.21</u> <u>000</u>	6	<u>714.29</u> デシテックス以上のも		KG	5205.21			$-{-714.29}$ デシテックス以上のも		
		の(メートル式番手14以下の						の(メートル式番手14以下の		
		<u>もの)</u>				100	1	<u>もの)</u> 他の繊維を交えてないもの		K C
						100	1	で生のもの		KG
						900	3	その他のもの		KG
<u>5205.22</u> <u>000</u>	<u>5</u>	<u>232.56デシテックス以上</u>		KG	5205.22			<u>232.56デシテックス以上</u>		
		<u>714.29デシテックス未満のも</u> の(メートル式番手14を超え						714.29デシテックス未満のも の(メートル式番手14を超え		
		43以下のもの)						43以下のもの)		
						100	0			\underline{KG}
						900		で生のもの		TZ C
5205 23 000	4	192.31デシテックス以上		KG	5205.23	900	<u>Z</u>	<u>その他のもの</u> 192.31デシテックス以上		<u>KG</u>
<u>5255.25</u>	_	232.56デシテックス未満のも		110	0200:20			232.56デシテックス未満のも		
		の(メートル式番手43を超え						の(メートル式番手43を超え		
		<u>52以下のもの)</u>				100	c	52以下のもの) 他の繊維を交えてないもの		V.C
						100	0	で生のもの		<u>KG</u>
						900	1	その他のもの		KG
<u>5205.24</u> <u>000</u>	3	125デシテックス以上192.31		<u>KG</u>	5205.24			125デシテックス以上192.31		
		デシテックス未満のもの(メ ートル式番手52を超え80以下						<u>デシテックス未満のもの(メ</u> ートル式番手52を超え80以下		
		のもの)						のもの)		
						<u>100</u>	<u>5</u>	 他の繊維を交えてないもの		KG
						000	0	で生のもの		TZ C
5205 26 000	1	 106.38デシテックス以上125		KG	5205.26	900	0	その他のもの106.38デシテックス以上125		<u>KG</u>
<u>5205.20</u>	-	デシテックス未満のもの(メ		110	<u>5266.26</u>			デシテックス未満のもの(メ		
		ートル式番手80を超え94以下						ートル式番手80を超え94以下		
		<u>のもの)</u>				100	9	<u>のもの)</u> 他の繊維を交えてないもの		KG
						100	<u> </u>	で生のもの		NG
						900	<u>5</u>	その他のもの		KG
<u>5205.27</u> <u>000</u>	0	83.33 デシテックス以上		<u>KG</u>	5205.27			83.33 デシテックス以上		
		106.38デシテックス未満のも の (メートル式番手94を超え						<u>106.38デシテックス未満のも</u> の(メートル式番手94を超え		
		120以下のもの)						120以下のもの)		
						<u>100</u>	2			<u>KG</u>
						900	4	<u>で生のもの</u> その他のもの		K C
5205.28 000	6	83.33デシテックス未満のも		KG	5205.28	900	4	<u>その他のもの</u> 83.33デシテックス未満のも		<u>KG</u>
		の (メートル式番手120を超え						の (メートル式番手120を超え		
		<u> るもの)</u>				100	_	<u>るもの)</u>		17.0
						100	1	<u>他</u> の繊維を交えてないもの で生のもの		<u>KG</u>
I	1	I I		l	l	l	l	<u>(±0,00</u>		l

		新(2008年)						旧(2007年)		
統計品目	N A		単	位	統計品	日	N A		単	位
番号	NACCS用	品名	I	П		日 号	NACCS用	品名	I	П
<u>5205.31</u> <u>000</u>	<u>3</u>	-マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものを除く。) - 構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)		<u>KG</u>	<u>5205.31</u>	100	<u>3</u>	 その他のもの -マルチプルヤーン及びケーブルヤーン (コームした繊維製のものを除く。) 構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの(構成する単糸がメートル式番手14以下のもの) 他の繊維を交えてないもの 		KG KG
5205.32 000	2	構成する単糸が232.56デシテ ックス以上714.29デシテック ス未満のもの(構成する単糸 がメートル式番手14を超え43 以下のもの)		KG	<u>5205.32</u>	900		<u>で生のもの</u> その他のもの 構成する単糸が232.56デシテ ックス以上714.29デシテック ス未満のもの(構成する単糸 がメートル式番手14を超え43 以下のもの)		<u>KG</u>
5205.33 000	1	構成する単糸が192.31デシテ ックス以上232.56デシテック ス未満のもの(構成する単糸 がメートル式番手43を超え52 以下のもの)		<u>KG</u>	<u>5205.33</u>	<u>900</u>		 一一他の繊維を交えてないもので生のもの 一一その他のもの 一構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックスよ満のもの(構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの) 		KG KG
5205.34 000	<u>o</u>	一-構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス 未満のもの(構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの)		KG	<u>5205.34</u>	<u>100</u> <u>900</u>	<u>5</u>	 一一他の繊維を交えてないもので生のもの 一その他のもの 一構成する単糸が125デシテックス 大ス以上192.31デシテックス 未満のもの(構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの) 		KG KG
<u>5205.35</u> <u>000</u>	<u>6</u>	構成する単糸が125デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの)		KG	<u>5205.35</u>	900 100	4	 ──他の繊維を交えてないもので生のもの ──その他のもの ──構成する単糸が125デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手80を超えるもの) ──他の繊維を交えてないもの 		KG KG KG
5205.41 000	0	-マルチプルヤーン及びケーブル ヤーン (コームした繊維製のも のに限る。) 構成する単糸が714.29デシテ ツクス以上のもの (構成する 単糸がメートル式番手14以下 のもの)		<u>KG</u>	<u>5205.41</u>	900 100 900	<u>3</u>	で生のものその他のものマルチプルヤーン及びケーブル ヤーン (コームした繊維製のものに限る。)構成する単糸が714.29デシテックス以上のもの (構成する単糸がメートル式番手14以下のもの)他の繊維を交えてないもので生のもの		<u>KG</u> <u>KG</u>

	新(2008年)			旧(2007年)	
43100		単 位	Maria Para Maria		単位
統計品目番 号	N A C C S H	І П	統計品目	品 名	I II
5205.42 000	6構成する単糸が232.56デシテ ックス以上714.29デシテック ス未満のもの(構成する単糸 がメートル式番手14を超え43 以下のもの)	KG	5205.42		KG
5205.43 000	5 ——構成する単糸が192.31デシテ ックス以上232.56デシテック ス未満のもの(構成する単糸 がメートル式番手43を超え52 以下のもの)	KG	<u>900</u> <u>3</u>	構成する単糸が192.31デシテックス以上232.56デシテックス末満のもの(構成する単糸がメートル式番手43を超え52以下のもの)	KG
5205.44 000	4構成する単糸が125デシテッ クス以上192.31デシテックス 未満のもの(構成する単糸が メートル式番手52を超え80以 下のもの)	<u>KG</u>	5205.44	構成する単糸が125デシテックス以上192.31デシテックス 未満のもの(構成する単糸がメートル式番手52を超え80以下のもの)	KG KG
5205.46 000	2構成する単糸が106.38デシテ ックス以上125デシテックス 未満のもの(構成する単糸が メートル式番手80を超え94以 下のもの)	<u>K G</u>	5205.46	で生のもの その他のもの 構成する単糸が106.38デシテ ックス以上125デシテックス 未満のもの(構成する単糸が メートル式番手80を超え94以 下のもの)	KG KG
5205.47 000	1構成する単糸が83.33デシテ ックス以上106.38デシテック ス未満のもの(構成する単糸 がメートル式番手94を超え 120以下のもの)	<u>KG</u>	5205.47 100 <u>2</u> 100 <u>2</u>	構成する単糸が83.33デシテックス以上106.38デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手94を超え120以下のもの)	KG KG
5205.48 000	0 <u>構成する単糸が83.33デシテックス未満のもの(構成する</u> 単糸がメートル式番手120を 超えるもの)	<u>K G</u>	5205.48 900 <u>1</u>	構成する単糸が83.33デシテックス未満のもの(構成する単糸がメートル式番手120を超えるもの) 2他の繊維を交えてないもので生のもの	KG KG KG
55.08 5508.10	縫糸 (人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。) 一合成繊維の短繊維のもの		55.08 5508.10	経糸 (人造繊維の短繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。) 一合成繊維の短繊維のもの	

			新(2008年)			1			旧(2007年)		
/d==1 H	_	N	791 (200 0 1)	単	位	/4-1 H		N	111 (2001)	単	位
統計品 番	目 号	ACCS用	品 名	I	П	統計品番	目 号	NACCS用	品 名	I	П
5508.20	900		(削 除) ポリエステルの短繊維のもの その他のもの (省 略)		KG KG	5508.20	900	3	ーーナイロンその他のポリアミドの短繊維のものーポリエステルの短繊維のものーその他のもの(省略)		KG KG KG
56.03 5603.11	200 900	<u>1</u> <u>1</u>	不織布(染み込ませ、塗布し、被 覆し又は積層したものであるかな いかを問わない。) 一人造繊維の長繊維のもの 一一重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの ーーポリエステル製のもの ーーその他のもの		<u>KG</u> <u>KG</u>	56.03 5603.11	100 200 300	1	不織布(染み込ませ、塗布し、被 覆し又は積層したものであるかな いかを問わない。) 一人造繊維の長繊維のもの 一一重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの ーーナイロンその他のポリアミ ド製のもの ーーポリエステル製のもの ーーポリプロピレン製のもの	<u>SM</u> <u>SM</u> SM	KG KG
5603.12 5603.13			(省 略) 重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの (削 除)			5603.12 5603.13	900	1	その他のもの (省 略) 重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以 下のもの ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	<u>SM</u>	KG KG
5603.14	300 900	1 6	ーーーポリエステル製のものーーポリプロピレン製のものーーその他のもの一重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるものーーナイロンその他のポリアミ	SM SM SM		5603.14	300 900	1 6	ポリエステル製のものポリプロピレン製のものその他のもの重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるものナイロンその他のポリアミ	SM SM SM	KG KG KG
			ド製のもの ーーーポリエステル製のもの (削 除) ーーーその他のもの	SM SM			300	0	ド製のもの ポリエステル製のもの ポリプロピレン製のもの その他のもの	SM SM SM	KG <u>KG</u> KG
5603.91			その他のもの一重量が1平方メートルにつき25グラム以下のもの (削 除)	OW	No	5603.91	100		-その他のもの-一重量が1平方メートルにつき 25グラム以下のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>
5603.92 5603.93	300 900	0 5	ーーポリプロピレン製のものーーその他のもの(省 略)ーー重量が1平方メートルにつき70グラムを超え150グラム以下のもの	SM SM	KG KG	5603.92 5603.93	200 300 900	0	 ポリエステル製のもの ポリプロピレン製のもの その他のもの (省略) 重量が1平方メートルにつき 70グラムを超え150グラム以下のもの 	SM SM SM	KG KG KG
	100	1	ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG		100		ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	200900	3 3	ーーーポリエステル製のもの (削 除) ーーーその他のもの	SM SM	KG KG		200 300 900	<u>5</u>	ポリエステル製のもの ポリプロピレン製のもの その他のもの	$\frac{SM}{SM}$	KG KG KG
5603.94			重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの			5603.94			重量が1平方メートルにつき 150グラムを超えるもの		

			新(2008年)						旧(2007年)		
	п	N A	/p1 (2000 1)	単	位	- V去計 ロ	п	N A	IH (2001)	単	位
統計品 番	日 号	ACCS用	品 名	I	П	統計品番	日 号	ACCS用	品 名	I	П
	100	0	ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG		100	0	ナイロンその他のポリアミ ド製のもの	SM	KG
	200	2	1 24 . 0 .	SM	KG		200 300		ポリエステル製のもの ポリプロピレン製のもの	SM SM	
	900	2	その他のもの	SM	KG		900		その他のもの	SM	KG
57.03 5703.10 5703.20		<u>151</u>	じゆうたんその他の紡織用繊維の 床用敷物 (タフトしたものに限る ものとし、製品にしたものである かないかを問わない。) (省 略) ーナイロンその他のポリアミド製 のもの	<u>SM</u>	<u>KG</u>	57.03 5703.10 5703.20	<u>100</u>		じゆうたんその他の紡織用繊維の 床用敷物(タフトしたものに限る ものとし、製品にしたものである かないかを問わない。) (省 略) ーナイロンその他のポリアミド製 のもの ーータイル(表面積が0.3平方メー トル以下のものに限る。)	<u>SM</u>	
5703.30 5703.90			(省 略) (省 略)			5703.30 5703.90	900	2	<u>ーーその他のもの</u> (省 略) (省 略)	<u>SM</u>	<u>KG</u>
61.05 6105.10 6105.20		<u>6</u>	男子用のシャツ (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省 略) 一人造繊維製のもの	NO	<u>KG</u>	61.05 6105.10 6105.20			男子用のシャツ(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省 略) -人造繊維製のもの オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの		
6105.90	<u>000</u>	<u>6</u>	<u>ー</u> その他の紡織用繊維製のもの	NO	<u>KG</u>	6105.90	110 120 900 100 900	<u>3</u>	 ──合成繊維製のもの ──再生繊維又は半合成繊維製のもの ──その他のもの ─その他の紡織用繊維製のもの ──オープンシャツ、ポロシャツ その他これらに類するもの 	NO NO NO NO	KG KG KG KG
61.06 6106.10 6106.20			女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス (メリヤス編み又は クロセ編みのものに限る。) (省 略) (省 略)			61.06 6106.10 6106.20			女子用のブラウス、シャツ及びシャツブラウス (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) (省 略) (省 略)		
<u>6106.90</u>	000	4	<u></u> その他の紡織用繊維製のもの	NO	KG	6106.90	100 900		一その他の紡織用繊維製のものーブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するものーーその他のもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>
61.08			女子用のスリップ、ペティコート、 ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)			61.08			女子用のスリップ、ペティコート、 ブリーフ、パンティ、ナイトドレス、パジャマ、ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		

		新(2008年)			旧(2007年)							
	,	N A	701 (=====17	単	位	<i>6</i> ±≥1. □		N A	(=##11/	単	位	
統計品目 番 号		A C C S 用	品 名	I	П	統計品 番	日 号	ACCS用	品 名	I	П	
6108.11 6108.19	<u>000</u>	<u>1</u>	ースリップ及びペティコート (省 略) その他の紡織用繊維製のもの	NO	<u>KG</u>	6108.11 6108.19				<u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	
6108.21	000	<u>6</u>	ーブリーフ及びパンティ (省 略) ーその他のもの <u>ーー綿製のもの</u>	NO	<u>KG</u>	6108.21		<u>1</u>	一ブリーフ及びパンティ (省 略)一その他のもの一綿製のものーーネグリジェ、バスローブ、	<u>NO</u>	<u>K G</u>	
<u>6108.92</u> (000	<u>5</u>	<u>ーー人造繊維製のもの</u>	NO	KG	6108.92	<u>100</u>	<u>o</u>	一一人造繊維製のもの一一ネグリジェ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品	<u>NO</u>	KG	
6108.99			(省 略)			6108.99	900	2	<u>その他のもの</u> (省 略)	<u>NO</u>	KG	
61.09 6109.10 6109.90	<u>100</u>	<u>0</u>	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)(省 略) ーその他の紡織用繊維製のもの ーー異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの	NO	KG	61.09 6109.10 6109.90		<u>6</u>	Tシャツ、シングレットその他これらに類する肌着(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)(省 略) ーその他の紡織用繊維製のもの ーー異なる色の糸から成るもの又はなせんしたもの ーーー合成繊維製のもの ーーー再生繊維又は半合成繊維製のもの。 ーーーその他のもの(省 略)	<u>NO</u> <u>NO</u>	KG	
61.10 6110.11 6110.19			ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) 一羊毛製又は繊獣毛製のもの			61.10 6110.11 6110.19			ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) - 羊毛製又は繊獣毛製のもの			
6110.20 (6110.30 (<u>一人造繊維製のもの</u>	<u>NO</u>	KG KG	6110.20 6110.30	100 900	<u>0</u> <u>2</u>	-綿製のもの-トレーナー-その他のもの-人造繊維製のもの-トレーナー-その他のもの	NO NO NO NO	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	
61.16			(省 略) 手袋、ミトン及びミット(メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限			6110.90 61.16			(省 略) 手袋、ミトン及びミット (メリヤ ス編み又はクロセ編みのものに限			

	新(2008年)								旧(2007年)								
/d-1 P	_	N	/// (2000—)	単	位	/4-1 P	_	N	III (2001—)	単	位						
統計品 番 	目 号	ACCS用	品 名	I	П	統計品番	目 号	ACCS用	品 名	I	П						
6116.10			る。) (省 略) ーその他のもの			6116.10			る。) (省 略) -その他のもの								
6116.91	000	4	ーーギ毛製又は繊獣毛製のもの	<u>P R</u>	<u>KG</u>	6116.91	<u>150</u>		羊毛製又は繊獣毛製のもの 編み上げたもの	<u>P R</u>	<u>KG</u>						
6116.92	<u>000</u>	<u>3</u>	綿製のもの	<u>P R</u>	<u>KG</u>	6116.92	250150		 縫製したもの綿製のもの 編み上げたもの	<u>P R</u> P R	KG KG						
6116.93	000	<u>2</u>	――合成繊維製のもの	<u>P R</u>	<u>KG</u>	6116.93	<u>250</u>	1		<u>PR</u>	KG KG						
6116.99	000	<u>3</u>	——その他の紡織用繊維製のもの	<u>PR</u>	<u>KG</u>	6116.99	150	6		<u>PR</u>	KG KG						
64.03			履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限			64.03	<u>250</u>	1	縫製したもの 履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限	<u>P R</u>	<u>K G</u>						
6403.12	000	<u>6</u>	る。) -スポーツ用の履物 スキー靴 (クロスカントリー 用のものを含む。)及びスノ -ボードブーツ		<u>P R</u>	6403.12			る。) -スポーツ用の履物 スキー靴 (クロスカントリー 用のものを含む。)及びスノ -ボードブーツ								
6403.19	000	<u>6</u>	その他のもの		<u>P R</u>	6403.19	100 900 100 900	3 1			<u>PR</u> <u>PR</u>						
6403.20 6403.40		<u>6</u>	(省 略) <u>-その他の履物(保護用の金属製</u> <u>トーキャップを有するものに限</u> る。)		<u>P R</u>	6403.20 6403.40		<u> 2</u>	その他のもの (省 略) その他の履物 (保護用の金属製 トーキャップを有するものに限 る。)		<u>P R</u>						
			<u> </u>				<u>110</u>	4			<u>P R</u>						
			-その他の履物(本底が革製のも のに限る。)				<u>190</u>	0	──その他のもの─その他の履物(本底が革製のものに限る。)		<u>P R</u>						
6403.51 6403.59			(省 略) (省 略)			6403.51 6403.59			(省 略) (省 略)								
6403.91	000	4	ーその他の履物 <u>ーーくるぶしを覆うもの</u>		<u>P R</u>	6403.91	100		その他の履物 くるぶしを覆うもの 本底がゴム製のもの		PR						
6403.99			(省 略)			6403.99	900	1	<u>その他のもの</u> (省 略)		PR						
64.04			履物(本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。) (省略)			64.04			履物 (本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。) (省略)								
6404.19			<u>ーーその他のもの</u>			6404.19			その他のもの								

	新(2008年)		旧(2007年)								
統計品	п	N A	.,, (1 /	単	位	統計品	п	N A	. , , , , , ,	単	位
	号	NACCS用	品 名	I	П		日 号	NACCS用	品 名	I	П
	100 900	_	<u>靴</u> <u>その他のもの</u>		<u>PR</u> <u>PR</u>		110 190 900	<u>5</u>	靴 本底がゴム製のもの その他のもの その他のもの		<u>P R</u> <u>P R</u> <u>P R</u>
69.12 6912.00	120 130		陶磁製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品(磁器製のものを除く。) 一食卓用品(組物を含む。) 一32個以上の組物 一32個末満の組物又はばら物	<u>D Z</u> <u>D Z</u>	KG KG	69.12 6912.00	110 191 192	<u>3</u>		<u>DZ</u> <u>DZ</u> DZ	<u>KG</u> KG
			-台所用品 -その他のもの	DΖ	KG KG		200	5	一台所用品一その他のもの	DZ	KG KG
71.17			身辺用模造細貨類 - 卑金属製のもの(貴金属をめつ きしてあるかないかを問わな い。)			71.17			身辺用模造細貨類 - 卑金属製のもの(貴金属をめつ きしてあるかないかを問わな い。)		
7117.11 7117.19 <u>7117.90</u>		<u>5</u>	(省 略) (省 略) <u>その他のもの</u>		KG	7117.11 7117.19 <u>7117.90</u>		<u>2</u> <u>2</u>	(省 略) (省 略) -その他のもの 模造真珠製のもの その他のもの	DZ	<u>KG</u> <u>KG</u>
84.15 8415.10			エアコンディショナー (動力駆動 式ファン並びに温度及び湿度を変 化させる機構を有するものに限る ものとし、湿度のみを単独で調節 することができないものを含む。) 一窓又は壁に取り付けるもの (一 体構造のもの又はスプリットシ			84.15 8415.10	000	2	エアコンディショナー (動力駆動 式ファン並びに温度及び湿度を変 化させる機構を有するものに限る ものとし、湿度のみを単独で調節 することができないものを含む。) 一窓又は壁に取り付けるもの(一 体構造のもの又はスプリットシ		<u>NO</u>
	100 900		ステムのものに限る。) 小売用の包装にしたもの(使 用されたものを除く。)		<u>NO</u>				ステムのものに限る。)		
8415.20			(省略)		110	8415.20			(省 略)		
84.18			冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)			84.18	005		冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器(電気式であるかないかを問わない。)及びヒートポンプ(第84.15項のエアコンディショナーを除く。)		
8418.10	100 900		用されたものを除く。)	NO NO		8418.10	000	<u>3</u>	一冷凍冷蔵庫(それぞれ独立した 外部扉を有するものに限る。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>
		, <u>~</u>	I.————————	· —	. —	I	1	•	I	1	ı

-	新(2008年)							旧(2007年)							
		N	利(2000年)	単	位	N					位				
統計品 番	目 号	A C C S 用	品 名	I	П	統計品番	目 号	A C C S 用	品 名	単 I	П				
8418.21	100	1	─家庭用冷蔵庫──圧縮式のもの──一小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	8418.21	000		家庭用冷蔵庫 圧縮式のもの	NO	KG				
8418.29	900 100		その他のものその他のもの小売用の包装にしたもの	<u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u>	8418.29	000	<u>5</u>	<u>その他のもの</u>	NO	<u>KG</u>				
8418.30		<u>2</u>	(使用されたものを除く。) その他のもの (省 略)	<u>NO</u>	<u>KG</u>	8418.30			(省 略)						
84.29 8429.11			ブルドーザー、アングルドーザー、 地ならし機、スクレーパー、メカ ニカルショベル、エキスカベータ ー、ショベルローダー、突固め用 機械及びロードローラー(自走式 のものに限る。) ーブルドーザー及びアングルドー ザー			84.29 8429.11			ブルドーザー、アングルドーザー、 地ならし機、スクレーパー、メカ ニカルショベル、エキスカベータ ー、ショベルローダー、突固め用 機械及びロードローラー(自走式 のものに限る。) ーブルドーザー及びアングルドー ザー						
8429.30 8429.40		6		NO NO NO	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>	8429.30 8429.40			(省 略) <u>一突固め用機械及びロードローラ</u> <u>一</u> <u>一字固め用機械</u> <u>一一突固め用機械</u> <u>ーーロードローラー</u> <u>ーータイヤ式のもの</u>	<u>NO</u>					
8429.51 8429.59			ーメカニカルショベル、エキスカ ベーター及びショベルローダー (省 略)			8429.51 8429.59	220 290		振動式のものその他のもの-メカニカルショベル、エキスカベーター及びショベルローダー(省略)	NO NO	KG KG				
84.50			家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) 一洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。)			84.50			家庭用又は営業用の洗濯機(脱水機兼用のものを含む。) 一洗濯機(1回の洗濯容量が乾燥した繊維製品の重量で10キログラム以下のものに限る。)						
8450.11	<u>100</u>		(使用されたものを除く。)		NO	8450.11	000	1	<u>全自動のもの</u>		NO				
8450.12	900 100	_	その他のもの その他のもの(遠心式脱水機 を自蔵するものに限る。) 小売用の包装にしたもの		<u>NO</u>	8450.12	000	0	その他のもの(遠心式脱水機 を自蔵するものに限る。)		<u>NO</u>				
8450.19	900 100		(使用されたものを除く。) その他のもの その他のもの 小売用の包装にしたもの		<u>NO</u> <u>NO</u>	8450.19	000	0	その他のもの		<u>NO</u>				

	新(2008年)		旧(2007年)								
	-	N	791 (200 0 1)	単 位		/4-31 B		N _A	III (2001)	単	位
統計品 番	日 号	ACCS用	品 名	Ι	П	統計品番	日 号	ACCS用	品 名	I	П
8450.20 8450.90		4	(使用されたものを除く。) その他のもの (省 略) (省 略)		NO	8450.20 8450.90			(省 略) (省 略)		
84.52			ミシン(第84.40項の製本ミシンを除く。)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー			84.52			ミシン(第84.40項の製本ミシンを除く。)、ミシン針並びにミシン用に特に設計した家具、台及びカバー		
8452.10			(省 略)			8452.10			(省略)		
8452.21	<u>100</u>	<u>3</u>	ーその他のミシン 自動式のもの 単針直線縫いのもの	<u>NO</u>	<u>KG</u>	8452.21	110 190			<u>NO</u> NO	<u>KG</u> KG
8452.29	900	_	オーバーロックミシン その他のもの (省 略)	NO NO	KG KG	8452.29	200 900	5	オーバーロックミシン その他のもの (省 略)	NO NO	KG KG
84.71			自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)			84.71			自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)		
8471.30		<u>1</u>	(省 略) 一入力装置及び出力装置(同一の ハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。)		NO	8471.30 8471.50 8471.60	210 220	4	(省 略) -入力装置及び出力装置(同一の ハウジングに記憶装置を収納しているかいないかを問わない。) -表示装置液晶式のものその他のもの		<u>NO</u> <u>NO</u>
8471.70			(省 略)			8471.70		<u> 5</u>	<u>その他のもの</u> (省 略)		<u>NO</u>
85.01 8501.10			電動機及び発電機 (原動機とセットにした発電機を除く。)			85.01 8501.10			電動機及び発電機 (原動機とセットにした発電機を除く。)		
8501.34 8501.40		<u>0</u> <u>2</u>	(省 略) -その他の単相交流電動機 出力が70ワット以下のもの 出力が70ワットを超えるもの	<u>NO</u> <u>NO</u>	KG KG	8501.34 8501.40	100 910 920	3	(省 略) -その他の単相交流電動機 ミシン用のもの その他のもの 出力が70ワット以下のもの 出力が70ワットを超えるも の	<u>NO</u> <u>NO</u>	<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>

			年 (2000年)			旧(2007年)							
		N	新(2008年)	単位							位		
統計品番	号	NACCS用	品 名	I	П	統計品 番	号	NACCS用	品 名	I I	П		
8501.51			ーその他の多相交流電動機			8501.51			ーその他の多相交流電動機				
8501.64			(省略)			8501.64			(省 略)				
85.04			トランスフォーマー、スタティッ クコンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター			85.04			トランスフォーマー、スタティッ クコンバーター (例えば、整流器) 及びインダクター				
8504.10	000	6	- 放電管用安定器 - トランスフォーマー(絶縁性の	NO	KG	8504.10	000	6	一放電管用安定器トランスフォーマー(絶縁性の	NO	KG		
8504.21			液体を使用するものに限る。) (省 略)			8504.21			液体を使用するものに限る。)				
8504.31			-その他のトランスフォーマー容量が1キロボルトアンペア以下のもの			8504.31			-その他のトランスフォーマー- 容量が1キロボルトアンペア以下のもの				
			計器用変成器 その他のもの	<u>NO</u> <u>NO</u>	KG KG						<u>KG</u>		
							200 900			<u>NO</u>	KG KG		
8504.32			(省 略)			8504.32			(省略)				
85.28			モニター及びビデオプロジェクタ 一 (テレビジョン受像機器を有し ないものに限る。) 並びにテレビ ジョン受像機器 (ラジオ放送用受			<u>85.28</u>			モニター及びビデオプロジェクタ 一 (テレビジョン受像機器を有しないものに限る。) 並びにテレビ ジョン受像機器 (ラジオ放送用受				
<u>8528.41</u>			信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) 一陰極線管モニター 一一第84.71項の自動データ処理 システムに専ら又は主として 使用する種類のもの			8528.41	000	4	信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。) 一陰極線管モニター 一第84.71項の自動データ処理 システムに専ら又は主として 使用する種類のもの		<u>NO</u>		
		-	小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		<u>NO</u>				<u> </u>				
8528.49			<u></u> その他のもの <u></u> その他のもの 小売用の包装にしたもの		NO NO	8528.49	000	<u>3</u>	<u>その他のもの</u>		<u>NO</u>		
	900		(使用されたものを除く。) その他のもの		NO NO								
<u>8528.51</u>			−その他のモニター−一第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの			<u>8528.51</u>	000	1	一その他のモニター一第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として 使用する種類のもの		<u>NO</u>		
	100		小売用の包装にしたもの (使用されたものを除く。)		NO								
8528.59	900 100	5 2	<u>その他のもの</u> <u>その他のもの</u> <u></u> 小売用の包装にしたもの		NO NO	<u>8528.59</u>	000	0	<u>その他のもの</u>		<u>NO</u>		
		_	(使用されたものを除く。)		1.0								

		新(2008年)			旧(2007年)								
統計品	В	N A		単	位	統計品	В	N A		単	位		
	号	NACCS用	品名	I	П		号	NACCS用	品名	Ι	П		
	900	4	<u>その他のもの</u> -プロジェクター		NO				of with the				
8528.61	000	5	プロジェクター 第84.71項の自動データ処理		NO	8528.61	000	5	<u>ープロジェクター</u> 第84.71項の自動データ処理		NO		
			システムに専ら又は主として						システムに専ら又は主として				
8528 69	000	4	<u>使用する種類のもの</u> その他のもの		NO	8528.69	000	4	<u>使用する種類のもの</u> その他のもの		NO		
0020.00	000		<u>ーテレビジョン受像機器(ラジオ</u>		110	0020.00	000	-	<u>ーテレビジョン受像機器(ラジオ</u>		110		
			放送用受信機又は音声若しくは						放送用受信機又は音声若しくは				
			<u>ビデオの記録用若しくは再生用</u> の装置を自蔵するかしないかを						ビデオの記録用若しくは再生用 の装置を自蔵するかしないかを				
			問わない。)						問わない。)				
8528.71	000	2	ビデオディスプレイ又はスク リーンを自蔵するよう設計さ		NO	8528.71	000	<u>2</u>	ビデオディスプレイ又はスク リーンを自蔵するよう設計さ		NO		
			れていないもの						れていないもの				
8528.72			その他のもの(カラーのもの			8528.72			その他のもの(カラーのもの				
			<u>に限る。)</u> 液晶式のもの				100	3	<u>に限る。)</u> ーーー液晶式のもの		NO		
	<u>110</u>	<u>6</u>	小売用の包装にしたもの		<u>NO</u>			_	Decides 4 . O .				
			<u>(使用されたものを除</u> く。)										
	<u>190</u>	2			NO								
	910	1	<u>プラズマ式のもの</u>		NO		<u>200</u>	<u>5</u>	<u>プラズマ式のもの</u>		<u>NO</u>		
	210		小売用の包装にしたもの (使用されたものを除		NO								
			<.)										
	290	4	<u>その他のもの</u> その他のもの		NO		900	5	その他のもの		NO		
	910	1	小売用の包装にしたもの		NO			_			1,0		
			<u>(使用されたものを除</u> く。)										
	990	4			NO								
<u>8528.73</u>			<u>その他のもの(白黒その他の</u>			<u>8528.73</u>	000	0	その他のもの(白黒その他の		<u>NO</u>		
	100	2	<u>モノクロームのものに限る。)</u> 小売用の包装にしたもの		NO				モノクロームのものに限る。)				
			(使用されたものを除く。)										
	900	4	その他のもの		NO								
90.06			写真機(映画用撮影機を除く。)			90.06			写真機(映画用撮影機を除く。)				
			並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除						並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第85.39項の放電管を除				
			<.)						<.)				
9006.10			(省 略)			9006.10			(省 略)				
9006.40						9006.40							
9006.51	000	4	-その他の写真機 一眼レフレックスのもの(幅		NO	9006.51	000	4	- その他の写真機 一眼レフレックスのもの(幅		NO		
			が35ミリメートル以下のロー						が35ミリメートル以下のロー				
			ルフィルムを使用するものに 限る。)						ルフィルムを使用するものに 限る。)				
9006.52			その他のもの(幅が35ミリメ			9006.52			ーーその他のもの(幅が35ミリメ				
			ートル未満のロールフィルム を使用するものに限る。)						ートル未満のロールフィルム を使用するものに限る。)				
	I	l	を採用するものに限る。丿		l	I	l	I	を使用するもりに限る。丿		l		

-	#r (0000F)								旧(2007年)							
		N	新(2008年)	単	位			N	旧(2007年)	単	位					
統計品		ACCS用	品名			統計品		ACCS用	品名							
番	号	S 用		I	П	番	号	S 用		I	П					
	<u>100</u>	<u>5</u>	フィルムを交換する機能を		NO				幅が24ミリメートルのロー							
			<u>有しないもの(幅が24ミリ</u> メートルのロールフィルム				100	=	ルフィルムを使用するもの		NO					
			を使用するものに限る。)				100	<u>5</u>	<u>フィルムを交換する機能</u> <u>を有しないもの</u>		<u>NO</u>					
							200	0	<u></u> その他のもの		NO					
		0	その他のもの		NO		900		その他のもの		NO					
9006.53			(省 略)			9006.53			(省 略)							
9006.69						9006.69										
0000 01	000	c	一部分品及び附属品		IZ C	0000 01			一部分品及び附属品							
9006.91	000	<u>6</u>	<u>--写真機用のもの</u>		KG	9006.91	100	1	<u>写真機用のもの</u> 三脚	NO	KG					
									その他のもの	1,0	KG					
9006.99	000	5	その他のもの		KG	9006.99	000	5	その他のもの		ΚG					
90.08			投影機、写真引伸機及び写真縮小			90.08			 投影機、写真引伸機及び写真縮小							
00.00			機(映画用のものを除く。)			00.00			機(映画用のものを除く。)							
9008.10			(省 略)			9008.10			(省 略)							
9008.20		0	(省 略) ーその他の投影機	NO	K C	9008.20 9008.30			(省 略) -その他の投影機							
3000.30	000	<u>U</u>		NO	KG	3000.30	100	2		NO	KG					
9008.40			(省 略)			9008.40	900	4	<u>その他のもの</u> (省 略)	NO	KG					
9008.40			(省 略)			9008.40			(省 略)							
90.17			製図機器、けがき用具及び計算用 具(例えば、写図機械、パントグ			90.17			製図機器、けがき用具及び計算用 具(例えば、写図機械、パントグ							
			ラフ、分度器、製図用セット、計						ラフ、分度器、製図用セット、計							
			算尺及び計算盤) 並びに手持ち式						算尺及び計算盤)並びに手持ち式							
			の測長用具(例えば、ものさし、 巻尺、マイクロメーター及びパス。						の測長用具(例えば、ものさし、 巻尺、マイクロメーター及びパス。							
			をた、マイクロメーター及Uハス。 この類の他の項に該当するものを						を							
			除く。)						除く。)							
9017.10			(省 略)			9017.10			(省 略)							
9017.30						9017.30										
9017.80	<u>200</u>	c	<u>その他の機器</u> <u>巻尺</u>	NO	K C	9017.80	100	4	ーその他の機器 ー・電気式のよの	NO	K C					
	900		<u>ーーを八</u> ーーその他のもの	NO	$\frac{KG}{KG}$		100	4	一電気式のもの一その他のもの	NO	KG					
		_	<u> </u>				920			NO	KG					
0015.00			(/la mtr)			0015.00	990	<u>5</u>	その他のもの	NO	KG					
9017.90			(省 略)			9017.90			(省 略)							
92.07			電気的に音を発生し又は増幅する			92.07			電気的に音を発生し又は増幅する							
			楽器(例えば、オルガン、ギター						楽器(例えば、オルガン、ギター							
9207.10	000		及びアコーディオン) - 鍵盤楽器(アコーディオンを除	NO	K C	0907.10			及びアコーディオン) - 鍵盤楽器(アコーディオンを除							
<u>9201.10</u>	000	U	<u>- 鍵盤楽器(アコーディオンを除</u> く。)	NO	KG	9207.10			- 鍵盤楽器(アコーティオンを除 く。)							
			<u> </u>				100	2		NO	KG					
							900		その他のもの	NO	KG					
							l	l		1						

		新(2008年)		旧(2007年)							
		N	利(2006年)	単	位			N	П (2007-т)	単	位.
統計品目番		ACCS用	品 名	I	П	統計品番	目 号	ACCS用	品 名	I	П
96.06 9606.10 0 9606.22 9606.29	000	2	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品(ボタンモールドを含む。)並びにボタンのブランク (省 略)その他のもの	GS	KG	96.06 9606.10 0 9606.22 9606.29		_			<u>KG</u> KG
9606.30			(省 略)			9606.30			(省 略)		
96.08 9608.10 9608.20 9608.31 2 9608.99	0000		ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーをの他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。) (省 略) フェルトペンその他の浸透性のペン大を有するペン及びマーカー 一万年筆その他のペン (省 略)		NO	96.08 9608.10 9608.20 9608.31 9608.99			ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。) (省 略) フェルトペンその他の浸透性の ペン先を有するペン及びマーカ ニ ー一万年筆型又は鉛筆型のもの ーラその他のもの ー万年筆その他のペン (省 略)		NO NO
	100 900		鉛筆 (第96.08項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク - 鉛筆及びクレヨン (硬いさやの中にしんを入れたものに限る。) - 黒しんのもの - その他のもの		KG KG	96.09 9609.10	110 190 200	2	鉛筆 (第96.08項のシャープペンシルを除く。)、クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク - 鉛筆及びクレヨン (硬いさやの中にしんを入れたものに限る。) - 鉛筆黒しんのものその他のものクレヨン		<u>KG</u> <u>KG</u> <u>KG</u>
			-鉛筆のしん(色を問わない。) -その他のもの		KG KG	9609.20 9609.90	000	5			KG KG